

行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年10月7日

行橋市長 工藤政宏

行橋市規則第45号

行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和6年行橋市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 養育支援訪問業務【保育士】の項中「養育支援訪問業務【保育士】」を「保育士（母子保健事業等に関する業務）」に改め、同表外国語指導員の項の次に次のように加える。

保健師（母子保健事業、老 成人保健事業等に関する業 務）	2	3 7	2	4 1	
------------------------------------	---	-----	---	-----	--

別表第1 母子保健事業に関する業務【助産師・看護師】の項中「母子保健事業に関する業務【助産師・看護師】」を「助産師（母子保健事業等に関する業務）」に改め、同項の次に次のように加える。

看護師（母子保健事業、老 成人保健事業等に関する業 務）	2	3 7	2	4 1	
精神保健福祉士（母子保健 事業等に関する業務）	2	3 7	2	4 1	
管理栄養士（母子保健事 業、老成人保健事業等に関	2	3 7	2	4 1	

する業務)					
-------	--	--	--	--	--

別表第1乳幼児健診・予防接種事業に関する業務【保健師】の項、家庭訪問による育児相談・指導に関する業務【保健師・助産師】の項、特定健診・特定保健指導業務【保健師】の項、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務【保健師・管理栄養士】の項及び健康管理支援員【保健師・看護師】の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。